

○福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則

昭和五十九年九月二十九日

福岡県規則第五十九号

福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例(昭和五十九年福岡県条例第十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書等)

第二条 条例第三条に規定する申請書は、興行場営業許可申請書(様式第一号)とし、同条第二項に規定する図書は次のとおりとする。

- 一 申請者が法人の場合にあつては、当該法人の定款又は寄附行為の写し
- 二 興行場の敷地の周囲から三百メートルの区域内に在する建築物等の用途別の現況を明示した図面(以下「見取図」という。)
- 三 興行場の構造設備を明らかにした配置図、各階平面図、観覧席配置図及び立面図
- 四 興行場の営業の用に供する建築物のうち、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)による確認又は検査を要するものについては、当該確認又は検査を受けたことを証する書面の写し
- 五 観覧室等における換気量の計算書

2 前項の規定にかかわらず、興行場の臨時営業(既設又は仮設の施設を利用して、六十日以内の期間、興行場を経営することをいう。)の許可に係る申請書は、臨時興行場営業許可申請書(様式第二号)とし、添付しなければならない図書は、見取図並びに興行場の構造設備を明らかにした平面図及び立面図とする。

3 条例第三条第一項第四号の入場者の定員は、次のとおりとする。

- 一 固定式のいす席を設ける部分にあつては、当該いす席の数に対応する数
- 二 立見席を設ける部分にあつては、当該床面積を〇・二平方メートルで除して得た数
- 三 その他の部分にあつては、当該床面積を〇・五平方メートルで除して得た数

4 条例第三条第一項第五号の規則で定める事項は、営業施設の構造設備の概要とする。

(平五規則一七・平一二規則七一・一部改正)

(営業許可書)

第三条 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、興行場の営業の許可をしたときは、

営業許可書（様式第三号）を申請者に交付する。

（平九規則六五・平一四規則六〇・平二一規則三九・一部改正）

（変更等の届出書）

第四条 条例第四条の規定による届出は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる図書を添付して、同表の下欄に掲げる届出書により行うものとする。

区分	図書の種類	届出書
許可申請書記載事項変更届出	構造設備の変更にあつては変更前及び変更後の状況を明らかにした図書、その他の変更にあつては変更後の事項を明らかにした図書	営業許可申請書記載事項変更届出書 (様式第四号)
廃止（停止）届出	営業許可書（停止届出を除く）	廃止（停止）届出書 (様式第五号)

（営業者の地位の承継の届出書）

第四条の二 条例第四条の二に規定する届出書は、相続の場合にあつては様式第六号の一、合併の場合にあつては様式第六号の二、分割の場合にあつては様式第六号の三、譲渡の場合にあつては様式第六号の四によるものとする。

- 2 相続人が二人以上ある場合における前項の届出書には、興行場営業者相続同意証明書（様式第七号）を添付しなければならない。
- 3 営業者は、第一項の届出書に記載した事項に変更があつたときは、その日から十日以内に興行場営業承継届記載事項変更届（様式第八号）を保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長に提出しなければならない。

（昭六一規則四四・追加、平九規則六五・平一三規則四八・平一四規則六〇・平二一規則三九・令五規則四五・一部改正）

（構造設備の基準）

第五条 条例第六条第四号に規定する機械換気設備（空気調和設備を含む。以下同じ。）の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる観覧室等用の設備であつて入場者定員一人あたり毎時二十立方メートル以上の清浄な外気を供給することができるものであり、かつ、当該設備は、保守点検及び整備を容易に行うことができる構造のものであること。

区分	設備
地下にある観覧室等及び床面積の合計が四百平方メートル以上の	第一種換気設備（給気用送風機及び排気用送風機を有する機械換気設備をいう。以下同じ。）

地上にある観覧室等	
床面積の合計が四百平方メートル未満の地上にある観覧室等	第一種換気設備又は第二種換気設備（給気用送風機及び自然排気口を有する機械換気設備をいう。）

（平五規則一七・一部改正）

（衛生措置の基準）

第六条 条例第七条第二号に規定する観覧室等の空気環境についての基準は、次のとおりとする。

- 一 炭酸ガスの含有率は、百万分の千以下であること。
- 二 浮遊粉じんの量は、空気一立方メートルにつき、〇・一五ミリグラム以下であること。

（平五規則一七・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

（福岡県興行場法施行細則の廃止）

- 2 福岡県興行場法施行細則（昭和二十三年福岡県規則第五十八号）は、廃止する。

附 則（昭和六一年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年規則第一七号）

この規則は、平成五年四月一日から施行し、改正後の福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行後に申請されたものについて適用する。

附 則（平成九年規則第六五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成一二年規則第七一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第六〇号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成二十一年規則第三九号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第一三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第六八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第四五号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第1号(第2条)

(表)

興行場営業許可申請書

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

申請者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては、
その代表者の氏名

次のとおり営業したいので、興行場法第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 営業開始予定年月日 年 月 日
- 5 入場者定員
- 6 営業施設の構造 裏面記載のとおり
設備の概要

(表)
営業施設の構造設備の概要

- 1 営業施設
 (1) 敷地面積 m^2
 (2) 建築様式
 (3) 建築延面積 m^2

2 構造設備の概要

面	場所				定	場所				
	階	観覧席	便所	通路 路下		階	いす席 席 〔 ます を 含 む〕	立見席		
積 (m^2)					員 (人)					
	計					計				
照 (ル ツ ク ス) 明					便 所	階	区分		女性 用	手洗
							男性用 (小)	男性用 (大)		
							個	個	個	個
						計				
備 換 気 設	・機械換気設備 ・空気調和設備									
					計					
休 息 ・ 喫 煙 室	階	箇所			m^2					
	階	箇所			m^2					
	階	箇所			m^2					
	計	箇所			m^2					

添付書類

- 1 法人である場合には、定款又は寄付行為の写し
- 2 見取図
- 3 配置図、各階平面図、観覧席配置図及び立面図
- 4 建築基準法及び消防法により確認又は検査を要するものは当該確認又は検査を受けたことを証する書面の写し
- 5 観覧室等における換気量の計算書

様式第2号(第2条)

(表)

臨時興行場営業許可申請書

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

申請者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては、
その代表者の氏名

次のとおり営業したいので、興行場法第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 営業施設の構造 裏面記載のとおり
設備の概要
- 5 興行の期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 6 興行時間等 開演 自 時 分 入場回数 回
終演 至 時 分

(表)
営業施設の構造設備の概要

建 坪 面 積	階	m2	階	m2	計	m2
天 井	材質	高さ				
出 入 口	入口 出口	箇所 箇所	幅員 幅員	m m		
非 常 口	箇所		幅員	m		
観 覧 席	いす席 人	ます席 人	立見席 人			
便 所	種 類	性 別		男 性 用	女 性 用	
	観 覧 者 用	大 小	便 便	個 個	個	個
	従 業 員 用	大 小	便 便	個 個		個
	手 洗 設 備				箇所	箇所
消 火 装 置	種 類 個 数					

- 添 付 書 類
 1 見 取 図
 2 平 面 図 及 び 立 面 図

様式第3号(第3条)

第 号

興行場営業許可書

住 所

氏 名

年 月 日付け申請の興行場営業は、興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定により下記のとおり許可します。

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長

印

記

1 営業の種類別

2 営業施設の所在地

3 営業施設の名称

4 許可期間 年 月 日から

年 月 日まで

(注) 許可期間については、臨時営業のみ記入すること。

(注意) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求することができます(この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます(この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第4号(第4条)

興行場営業許可申請書記載事項変更届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては、
その代表者の氏名

福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例第4条の規定により、次のとおり届け出
ます。

記

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 許可年月日及び
許可番号 年 月 日 第 号
- 4 変更事項 変更前
変更後
- 5 変更年月日 年 月 日
- 6 変更の理由

添付書類

- 1 構造設備の変更にあつては、変更前及び変更後の状況を明らかにした図書
- 2 その他の変更にあつては、変更後の事項を明らかにした図書

様式第5号(第4条)

興行場営業廃止(停止)届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては、
その代表者の氏名

福岡県興行場の衛生措置の基準等に関する条例第4条の規定により、次のとおり届け
出ます。

興行場の名称

興行場の所在地

許 可 年 月 日 年 月 日

許 可 番 号 第 号

廃止(停止)年月日 年 月 日

期間(停止の場合に限る)

停止(廃止)の理由

添 付 書 類

廃止の場合にあつては、営業許可書

様式第6号の1(第4条の2)

興行場営業承継届(相続の場合)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者 住 所
氏 名
被相続人との続柄()

相続により営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届けます。

記

1 被相続人の住所

氏名

2 相続開始の年月日

年 月 日

3 興行場の名称

住所

添付書類

- 1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が二人以上ある場合は、同意書(様式第7号)

様式第6号の2(第4条の2)

興行場営業承継届(合併の場合)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者の名称
事務所所在地
代表者の氏名

合併により営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届けます。

記

1 合併により消滅した法人の名称

事務所所在地

代表者の氏名

2 合併の年月日

年 月 日

3 興行場の名称

所在地

添付書類 定款又は寄附行為の写し

様式第6号の3(第4条の2)

興行場営業承継届(分割の場合)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者の名称

事務所所在地

代表者の氏名

分割により営業者の地位の承継をしたので、興行場法第2条の2第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 分割前の法人の名称

事務所所在地

代表者の氏名

2 分割の年月日 年 月 日

3 興行場の名称

所在地

添付書類 定款又は寄付行為の写し

様式第6号の4(第4条の2)

興行場営業承継届(譲渡の場合)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

譲渡により営業者の地位の承継をしたので、興行場法第2条の2第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 営業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

譲渡人の住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
譲渡人の氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 興行場の名称及び所在地

興行場の名称
興行場の所在地
興行場の届出番号

4 添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

様式第7号(第4条の2)

興行場営業者相続同意証明書

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

証明者 氏 名

(記名押印又は署名)

次のとおり興行場の営業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 興行場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

(注) 証明者氏名の部分は、興行場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名押印又は署名すること。

